

北広島市情報公開条例（平成11年条例第2号）抄

（目的）

第1条 この条例は、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に関する情報についての市民の知る権利を保障し、市政の諸活動について説明する責任を全うするとともに、市民参加の促進とより公正で開かれた市政を実現し、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市民主体の市政の推進に寄与することを目的とする。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市政に関する情報についての市民の知る権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の公開その他の事務を迅速に処理する等、この条例により公文書の公開を求めるものの利便に配慮しなければならない。

（会議の公開）

第20条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、審査請求の審理、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、当該会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

○北広島市教育委員会傍聴人規則

昭和27年10月20日

教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、北広島市教育委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺又は紙片を受付に渡して、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他教育長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の数の制限)

第4条 教育長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 帽子を着用すること。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(教育長の指示)

第7条 前2条に定めるもののほか、傍聴人は教育長の指示に従わなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育長が定める。

附属機関等の会議録等の公表に関する指針

1 目的

市民参加条例（平成 21 年北広島市条例第 2 号）第 9 条第 7 項の規定を踏まえ、市の審議会等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関。以下、「附属機関等」という。）の会議における会議録等の公表に関し基本的な取扱いを定めるものとする。

2 公表する会議録等

附属機関等の透明性確保や、附属機関等と市民との情報共有を図るため、公表する内容については、会議録のほか、会議資料及び設置条例とする。

委員名簿については、市民参加条例第 9 条第 4 項の規定により、公表するものとされていることから、適切な取扱いに努めるものとする。

なお、北広島市情報公開条例（平成 11 年北広島市条例第 2 号）第 6 条第 1 項に規定する非公開情報に該当するときは、その内容について公表しないものとする。

3 公表の決定

附属機関等の会議における会議録等の公表の決定は、附属機関等の会長等が当該会議に諮って行うものとする。

4 会議録等の公表までの期間

附属機関等の庶務を担当する所管課は、会議を開催したときには、会議資料、設置条例及び委員名簿について、会議開催日から 7 日以内にホームページへの掲載等の方法により公表するよう努めるとともに、会議録についても、会議開催日から 1 月以内に作成し、公表するよう努めるものとする。

なお、会議録等の公表について、定められた期日までに公表できないときには、市民参加担当課に報告するものとする。

5 適用期日

この指針は、平成 29 年 4 月 1 日以降に開催される附属機関等の会議に適用する。

北広島市会議録作成要領

(趣旨)

第1条 この要領は、附属機関等の会議録等の公表に関する指針(平成29年3月28日企画財政部長決裁)に基づき、市の審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。以下同じ。)における会議録の作成に関し、標準的な方法その他必要な事項を定めるものとする。

(会議録の作成対象)

第2条 会議録の作成の対象となる会議は、市の審議会等に係る会議とする。ただし、審議会等以外の会議において会議録を作成することを妨げない。

(会議録の記載内容等)

第3条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 出席委員及び欠席委員の氏名
 - (5) 説明員の職氏名
 - (6) 会議事項、議題及び会議結果
 - (7) その他必要と認める事項
- 2 発言者名は、匿名で記載するものとする。
- 3 会議の審議内容の記録は、会議の発言に係る要点を簡潔かつ明瞭に記録するものとする。
- 4 会議録は、別記様式に基づき作成する。ただし、第1項各号に掲げる事項が記載されている場合は、この限りでない。

(会議録の確認の方法)

第4条 会議録を作成したときの会議録の確認の方法は、当該会議録に係る会議の議長が指名する委員が署名することにより行うものとする。

(委任)

第5条 市の審議会等における会議録の作成について、この要領に定める方法により難しい場合には、当該審議会等の会議においてその作成方法等を定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年5月30日から施行する。

会議録

日 時	
会 場	
出席委員	
欠席委員	
市出席者	

会議録署名委員

第28回北広島市総合計画推進委員会 会議録

日 時	平成30年5月17日(木) 10:00~11:50
会 場	市役所3階 3D会議室
出席委員	鈴木聡士委員長、天羽浩委員、谷本雄司委員、武者加苗委員、桂裕章委員
欠席委員	なし
市出席者	【企画課】川村企画財政部長、橋本課長、佐々木主査、勝谷主事

1. 開会

「委員の過半数が出席していることから、委員会が成立していること」を確認した。

2. 委員長及び副委員長の選出

委員の中から事務局案の提案に一任したい旨の発言があり、事務局案として、委員長に鈴木聡士委員、副委員長に天羽浩委員とする案を提案し、了承された。

3. 会議録署名委員の選出

委員長の指名により、桂委員を第28回推進計画委員会会議録の署名委員としたい旨提案があり、了承された。

4. 議事

【議案1】重点プロジェクトについて

※推進計画に掲げる重点プロジェクトの方向性について議論

事務局より各種事業の概要について説明

<重点プロジェクトについて>

- ◆A委員：きたひろしま30kmロードレースについて、平成28年度の参加人数が1,300人となっているが、市外からは何人参加しているのか。
- 事務局：平成28年度の参加者の割合は市内13.5%、札幌市54.3%、市内と札幌市以外の道内27.7%、道外4.5%となっており、26年度からほぼ変わらない割合で推移している。
- ◆A委員：広報活動はどのように行っているのか。また、これまで道外の割合が少ないようだが、道外の人は何を見て応募してくるのか。
- 事務局：リーフレットを作り市のHPで宣伝をしている。今回からファイターズランもあるので、そこを含め周知している。
市のホームページや年間のレース予定が掲載されているマラソン雑誌等にきたひろしま30kmロードレースも掲載されているので、そちらを見て応募してくる人もいる。何か関係やゆかりがあって来られる方が多い。
- ◆A委員：平成26年度は1,600人と多かったのに、その後1,300人に戻っているが、何か要因があるのか。

第28回北広島市総合計画推進委員会 会議録

- 事務局：ボールパーク関連で言えば、北広島駅はあのままではなく利便性を享受できるような長期的な施設の作り方を考える必要がある。UR住宅が将来的に用途転換することはすでに決まっている。居住の体系を駅前にどう考えていく必要があるのか、飲食店のビルが公園の傍にあるなど色々なことができないか、ボールパークの話があって以降ディベロッパー含め話がきている。

- ◆C委員：水面下で再開発はある程度考えながらやっていかいといけない。推進するには将来5年、10年後のビジョンを持ちながら進めていくことが重要である。

4. その他（次回開催日程についてなど）

<事務局より説明>

5. 閉会

会議録署名委員
